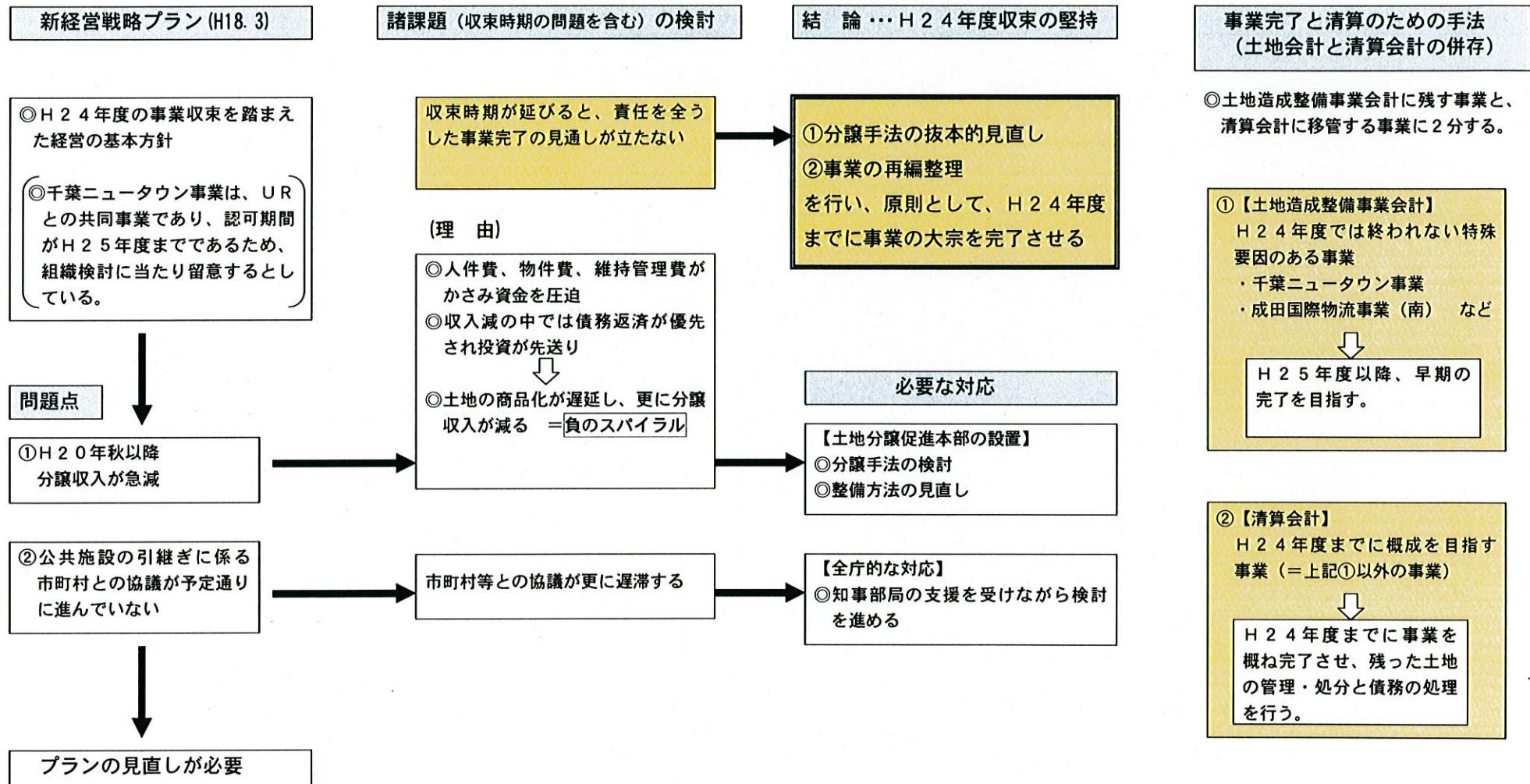
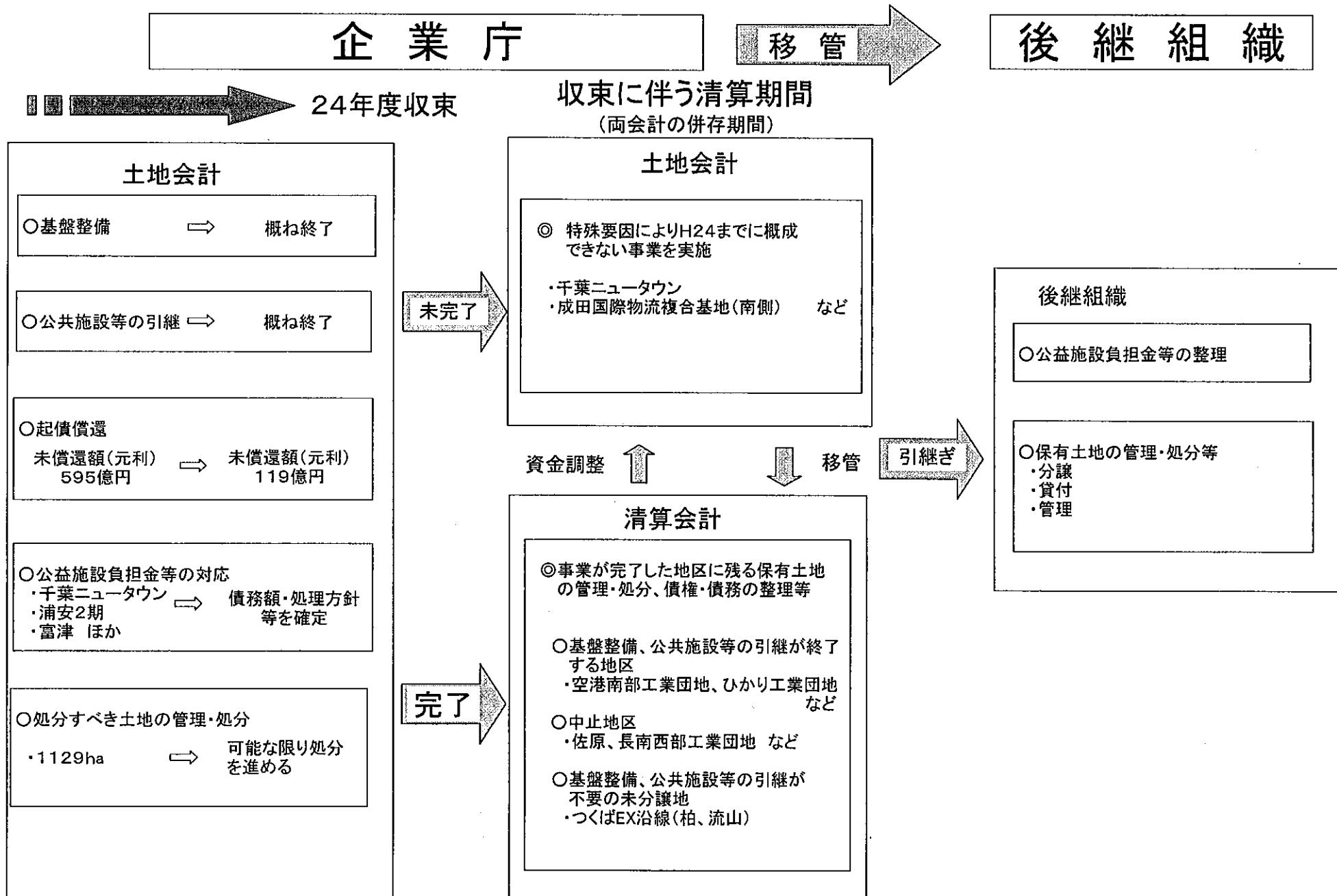


## 企業庁土地造成整備事業のあり方について





## 土地造成整備事業の収束から後継組織への移行までの流れ

### 【平成24年度の収束に向けた事務】

- ◎土地会計は、原則として平成24年度までに各地区の概成を図り、基盤整備及び公共施設の引継ぎを概ね終了させる。
- ◎土地会計は、金額未定の債務や土地利用計画見直しなど、清算に必要な基本的条件を平成24年度までに確定させる。
- ◎土地会計は、協定に基づく負担金や約束した公共施設整備等について、代替措置の可能性も追求しながら、誠実に履行していく。
- ◎平成24年度に、収束後を見据えた清算業務の受け皿として特別会計（清算会計）を設置し、企業庁が所管する。
- ◎平成24年度に、①基盤整備と公共施設の引継ぎが終了した地区、②事業を中止した地区、③整備引継ぎが不要の地区を「土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」に定める事業区域から除外する。
- ◎事業区域から除外された地区に係る土地等の資産（負債を含む）は、原則として清算会計に移管する。
- ◎以上のとおり、平成24年度末で土地造成整備事業について一定の区切りを付け、「清算期間」に移行する。（＝収束）
- ◎千葉ニュータウン事業や成田国際物流複合基地事業（南側）のように特殊要因により基盤整備等が終了できず、平成24年度末に清算会計に移管できない地区は、残事業を概ね確定させ、土地会計で早期完了を図る。

### 【清算期間の事務】

- ◎土地会計は、平成24年度までに確定された基本的条件にしたがい、土地造成整備事業の残事業（基盤整備、公共施設の引継ぎ、負担金の支払い、完了前の保有土地の分譲・貸付・管理等）を処理し、基盤整備及び公共施設の引継ぎが終了した地区を清算会計に移管する。
- ◎清算会計は、土地会計から移管された土地等の管理・処分を行い、資産の現金化を進めるとともに、引き継いだ負債の処理を行い、債権・債務の整理を進める。
- ◎清算会計は、税財源投入とならないよう、土地会計との間で資金の調整を行う。

### 【後継組織への移行】

- ◎清算会計に移管すべき地区が全て移管された段階で、既存又は新設の後継組織に、一体的に、または分割して移行する。
- ◎後継組織は、原則として、①保有土地の管理・処分、②公益施設負担金等の整理を行う。

## 企業庁土地造成整備事業の総括的な収支関連データ

### 1 資金、確実性の高い収入、保有土地の状況

区分	金額（面積）(H20年度末)	【左欄の説明】
①保有資金	490億円	①期末資金残高－未払金＋未収金－預かり金
②一般会計への債権	490億円	②一般会計貸付、旧県営鉄道貸付分、未用地分譲代金、浦安刈谷分譲代金
③土地貸付収入	24億円／年 (170ha)	③幕張新都心、千葉ニュータウン、関宿はやま工業団地、富津工業用地等
④分譲用地	3460億円 [時価額] (660ha)	④過去10年の平均分譲収入248億円／年 (最高405億円[H17]、最低96億円[H14]、昨年度264億円)
⑤遊休地等	(300ha)	⑤中止・休止の工業団地、保有代替地など、現状渡しでは処分困難な土地
⑥公共施設用地	(410ha)	⑥公共用地として市町村等の最終管理者に無償で引き継ぐべき土地
⑦配管送電線用地	(130ha)	⑦配水管、送電線等が敷設されており、当面、持ち続ける予定の土地

### 2 主な支出予定

区分	金額（期限） (H21年度以降)	【左欄の説明】
⑧起債償還（元利）	600億円 (～H27年度)	⑧千葉ニュータウン、幕張新都心、柏地区、松崎工業団地、成田物流、袖ヶ浦椎の森工業団地に係る起債の償還
⑨UR工事費負担金	30億円 (～H26年度)	⑨千葉ニュータウン事業はUR（都市再生機構）との共同施行。工事費の5%を企業庁が負担することになっている。
⑩UR過回収金の清算	130億円程度 (～H26年度)	⑩千葉ニュータウン事業について、県とURの投下資金割合からすると、県はURに対して、収入をもらい過ぎの状態（過回収）になっている。
⑪公益的施設負担金等	400億円 (～H43年度)	⑪開発に伴う急激な公益施設整備費用の負担を軽減するため、または地元対策の一環として、協定に基づき公益施設等の整備費用を負担している。
⑫基盤整備費用 (公共施設を含む)	700億円	⑫地元対策的な公共施設等の整備や分譲用の整地工事、擁壁工事、残土処理、上水道・ガスの負担金など

(参考) H20年度の人件費・物件費: 45億円